

特別養護老人ホーム ききつ
(ユニット型指定介護老人福祉施設) 運営規程

第1章 施設の目的および運営方針

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人知六会が開設する特別養護老人ホーム ききつ（以下、「施設」という。）の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の遵守を通じて、入所者の生活の安定および充実並びに家族の身体的および精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、少数の居室および居室に近接して設けられる共同生活室（以下、「ユニット」という。）ごとにおいて施設サービス計画に基づき、入所者の居宅における生活への復帰を考慮に入れ、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の世話、機能訓練、栄養管理、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入所者が相互に社会的関係を築きながら自らの能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視しながら関係する市町村や介護保険サービス提供者等と密接な連携を図るものとする。

第2章 施設の名称等

(名称等)

第3条 事業を行う施設の名称および所在地は、次に掲げるところによる。

- (1)名称 特別養護老人ホーム ききつ
- (2)所在地 長崎県諫早市多良見町化屋1829番地

第3章 従業者の職種、員数および職務内容

(従業者)

第4条 施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員に関する基準」等に示された所定の従業者を満たした上で、下記のように配置するものとする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

- | | | |
|-----|----------|------|
| (1) | 施設長 | 1 |
| (2) | 医師 | 2 |
| (3) | 介護支援専門員 | 1以上 |
| (4) | 生活相談員 | 1以上 |
| (5) | 介護職員 | 10以上 |
| (6) | 看護職員 | 1以上 |
| (7) | (管理) 栄養士 | 1以上 |
| (8) | 機能訓練指導員 | 1以上 |

(9)	事務員	2以上
(10)	調理員	2以上
(11)	歯科衛生士	1

2 前項に定めるもののほか必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(職務)

第5条 従業者は、施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。詳細は、理事長が別に定めるところによる。

- (1) 施設長は、施設の業務を統括すると共に福祉は介護のみでは完結しないことを踏まえて、老人福祉法の理念と社会福祉法人としての役割を従業者に伝え指導する。施設長に事故があるときは、あらかじめ施設長が定めた従業者が施設長の職務を代行する。
- (2) 管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (3) 医師は、入所者および従業者の診察、健康管理および保健衛生指導に従事する。
- (4) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を考慮に入れながら施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更して入所者等の満足度を確保する。
- (5) 生活相談員は、入所者等の生活相談、面接、身上調査並びに処遇の企画および実施に関することに従事する。常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画に反映させる。
- (6) 介護職員は、入所者の日常生活の介護、援助に従事する。
- (7) 看護職員は、入所者の診療の補助および看護並びに保健衛生管理に従事する。看護責任者は、医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (8) (管理) 栄養士は、献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジメント、経口摂取への移行、経口維持の管理、療養食の提供、栄養量計算および食事記録、調理の管理等の給食業務全般並びに栄養指導に従事する。
- (9) 機能訓練指導員は、入所者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (10) 事務員は、施設長の指示にしたがい、庶務および会計等施設運營業務に従事する。
- (11) 調理員は、毎日の献立の調理を行う。
- (12) 歯科衛生士は、口腔ケアの実施、入所者に係る口腔ケアについて介護職員へ具体的な技術的助言及び指導を行う。

2 従業者は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携を常に考慮しなければならない。

3 従業者は、別に定める「介護マニュアル」、「食事援助マニュアル」、「感染症対策マニュアル」、「転倒防止対策マニュアル」にしたがって業務に従事し、必要に応じてマニュアルの改善の提案をすることとする。

4 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員を、夜間および深夜については2ユニットごとに常時1人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

第4章 定員およびユニット数

(定員およびユニット数)

第6条 施設 特別養護老人ホーム ききつ の入所定員は、29名とする。

- 2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員および居室の定員を超えて入所させてはならない。
- 3 ユニット数は3とし、ユニットごとの定員は10名、10名、9名とする。

第5章 入所者等に対するサービス内容および利用料その他の費用額

(施設サービス計画の作成と開示)

第7条 介護支援専門員は、サービス内容等を記載した施設サービス計画書等の原案を作成し、それを入所者等に対して面接のうえ説明し、文書による合意を得るものとする。

- 2 前項に基づくサービス提供記録は、希望に応じて9時から17時の間に、施設内にて閲覧できるものとする。
- 3 前項の記録は、契約終了後5年間保存しなければならない。

(サービスの提供)

第8条 施設は、サービスの提供にあたっては、入所者またはその家族に対して、施設サービス計画書に基づき処遇上必要な事項について、理解しやすいように面談のうえ、説明を行わなければならない。

(サービス提供の記録と連携)

第9条 施設は、施設サービス計画書に則って行ったサービス提供の状況やその折の入所者の反応および家族の状態を必ず記録し、必要部署と連携をするものとする。

- 2 施設は、上記のサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(居室およびユニット)

第10条 施設が提供する居室は原則個室とする。入所の際に選択するユニットおよび居室は、入所者の希望および空床状況等により、施設が決定するものとする。

- 2 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けるものとする。

(共同生活室)

第11条 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、ユニットの入所者が交流し、共同生活を営めるよう必要な設備・構造をもつこととする。

- 2 入所者が、心身の状況に応じて家事を行うことができるよう共同生活室に簡易な調理設備を設置することとする。

(入浴)

第12条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行う。ただし、入所者に傷病があつたり感染性疾患の疑いがあるなど、入浴が適当でないとき医師が判断する場合には、これを行わないことができる。

(排泄)

第 13 条 入所者の心身の状況に応じ、個人のプライバシーを尊重のうえ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

2 おむつを使用しなければならない入所者のおむつを適宜取り替えるものとする。

(離床・着替え・整容等)

第 14 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとする。

(食事の提供)

第 15 条 食事は、栄養並びに入所者の身体の状況および嗜好を考慮したものを提供することとする。

2 食事の時間は、次のとおりとする。

(1) 朝食 8時30分～9時30分

(2) 昼食 12時00分～13時00分

(3) 夕食 17時30分～19時30分

3 あらかじめ連絡があった場合は、衛生上または管理上許容可能な一定時間（2時間以内）、食事の取り置きをすることができる。

4 最低1日前に、予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

(送迎)

第 16 条 入所者の入所時および退所時には、入所者等の希望、心身の状態により施設と自宅の間の送迎を行うこととする。

(相談、援助)

第 17 条 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(機能訓練)

第 18 条 入所者の心身の状況等に応じて、入所者との合意に基づき日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またはその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 19 条 趣味、教養、娯楽設備等を整え、入所者が自ら希望・選択する自律的な生活を送れるよう支援するものとする。1日当たりの主な日課および年間行事は別に定める。

2 入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入所者等が行うことが困難である場合は、当該入所者等の申出または同意に基づき、施設が代わって行うことができる。

3 入所者の希望により、要介護認定の更新や再認定の代行業務を行う。

(介護)

第 20 条 上記の他に離床、洗面、移乗、移動、外出、更衣、就寝等の介護を、個々の入所者の状態に合わせ、施設サービス計画書に則って提供するものとする。

(リネン交換)

第 21 条 毎週一回居室のリネン交換を行うこととする。ただし汚れた時には随時交換を行うこととする。また、入所者等の希望や身体の状態に合わせて、医務室等との連携のうえ、適切なベッドマットへの交換を、リネン交換日に合わせて行うこととする。

(理容)

第 22 条 入所者の希望により、実費負担のうえ専門業者が理容を行うものとする。なお、場所は居室または地域交流ホールで行うものとする。

(健康保持)

第 23 条 医師および看護職員は、常に入所者等の健康状況に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとする。医師の診察日時は毎週木曜日の 13 時～15 時である。但し、医師の都合、施設の都合により、変更することがある。

(栄養管理)

第 24 条 施設は、入所者ごとの栄養状態に着目した栄養管理・栄養ケアマネジメントを医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員、介護職員等の多職種協働により行うものとする。

2 施設は、入所者全員に栄養ケアマネジメントを行い、必要な者には経口摂取に移行するための栄養管理、経口摂取維持のための特別な管理または療養食の提供を行なうものとする。

(金銭等管理代行)

第 25 条 現金等は、原則として、入所者または家族が管理することとするが、やむを得ない事情がある場合は、入所者預り金管理規程にしたがい、別に定める料金により施設が管理の代行を行うことができる。

(入院期間中の対応)

第 26 条 入所者に入院の必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入所者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるように入所者または家族と協議して定めるものとする。

(入院期間中の居室)

第 27 条 入院中の空き居室は、入居者の荷物等そのままにしておく。なお、やむを得ず荷物等を移動させるときは、入所者または家族の了解を得ることとする。

(緊急時の対応)

第 28 条 入所者は、身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず 24 時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2 職員は、ナースコール等で入所者から緊急の対応要請があった時は、速やかに適切な対応を行うものとする。

3 入所者が、予め緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとする。

(利用料)

第 29 条 施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額とし、居室および食事代、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入所者に対し説明を行い入所者の同意を得るものとする。

- 2 理美容代および本人負担が適当と認められる日常生活費の額は、別紙に記載する利用料とする。
- 3 施設の利用料は暦月によって、月額利用料を毎月支払うものとする。
- 4 施設は、当月の利用料の請求書に明細を付して、翌月 15 日までに入所者に通知するものとする。
- 5 施設の入所者は、月額利用料を請求のあった月の末日までに支払うものとする。

第 6 章 施設利用にあたっての留意事項および従業者の義務

(自己選択の生活と共同生活の尊重)

第 30 条 入所者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出および外泊)

第 31 条 入所者は、外出（短時間のものは除く）または外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届出るものとする。

(面会)

第 32 条 入所者が外来者と面会しようとするときは、外来者は玄関に備えつけの台帳に氏名を記録するものとする。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えなければならない。

(健康留意)

第 33 条 入所者は、努めて健康に留意するものとする。施設で行う健康診断は特別の理由がないかぎり受診し、予防接種を受けるものとする。

(衛生保持)

第 34 条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、これについて施設に協力するものとする。

- 2 入所にあたって、感染症、害虫の館内持込防止等環境衛生保持のため、衣類・家具等は清潔なものにかぎり持込むことができる。
- 3 施設長、医師、看護師、その他の従業者は、衛生知識の普及、伝達に努めなければならない。

(感染症対策)

第 35 条 施設は、感染症または食中毒が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症または食中毒の予防および蔓延の防止のための指針を策定し、感染対策委員会にて随時見直すこと
- (2) 前項に定める委員会をおおむね3月に1回開催すること
- (3) その他関係通知の遵守、徹底

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 36 条 施設は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 入所者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 3 事故が発生した場合には、事故の状況および事故に際して採った措置を記録する。
- 4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(施設内の禁止行為)

第 37 条 入所者および従業者は、施設内で次の行為をしてはならない。(1) 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること

- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、他人の権利・自由を侵害したり、他人を誹謗、中傷、排撃したりすること
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- (5) 故意に施設の設備もしくは備品に損害を与え、または無断でこれを施設外に持ち出すこと

(秘密の保持)

第 38 条 施設は、業務上知り得た契約者、入所者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、入所者等または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める情報提供同意書により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約継続中はもちろん契約終了後においても第三者に対して漏らしてはならない。

- 2 従業者は業務上知り得た入所者等またはその家族等の秘密を保持しなければならない。また、従業者でなくなった後においてもこの秘密を保持するものとする。

第 7 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 39 条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

- 2 施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、従業者および入所者等が参加する消火、通報および避難訓練を原則として年 2 回以上実施する。そのうち年 1 回以上は夜間訓練または夜間を想定した訓練とする。
- 3 入所者等は、防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせるものとする。

- 4 施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置するものとする。また、居室にはスプリンクラー装置を設置するものとする。
- 5 施設は、適切な量の備蓄食料品を準備することとする。

第8章 その他の運営についての重要事項

(人権の擁護および虐待の防止のための措置)

第40条 施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定および必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施

2 従業者は、入所者等に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入所者の身体に侵害を与える行為
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為または適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱責すること
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為
- (5) 食事を与えないこと
- (6) 入所者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと
- (7) 乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること
- (8) 施設を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること
- (9) 性的な嫌がらせをすること
- (10) 入所者等を無視すること

(身体的拘束等)

第41条 施設は、入所者の身体的拘束は行わない。万一、入所者等または従業者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない事由を記録しなければならない。なお、基準156条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存するものとする。

(褥瘡対策等)

第42条 施設は、入所者等に対し、良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用資格)

第43条 施設の利用資格は、要介護認定にて要介護と認定され、本施設の利用を希望する者であって、入院治療を必要とせず、利用料の負担ができる者であることおよびその他法令により入所できる者であることとする。

2 施設の入所検討委員会にて入所順位が決定された者であって、入所の順番が到来した者から入所させることとする。

(内容および手続きの説明と同意並びに契約)

第 44 条 利用にあたっては、予め入所申込者およびその家族に対し、運営規程、重要事項説明書、契約書を交付して説明を行い、入所申込者との合意のうえ契約を締結するものとする。

(施設および設備)

第 45 条 施設および設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が規程の目的にしたがって決定するものとする。

- 2 入所者等は、定められた場所以外に私物を置いたり、占用してはならないものとする。
- 3 施設および設備等の維持管理は、施設の従業者が行うものとする。

(看取り介護)

第 46 条 施設は、看取りに関する指針を定め、入所の際に、入所者等に指針の内容を説明し、同意を得るものとする。

2 指針に基づき、看取りに関する従業者研修を行うものとする。

(葬儀等)

第 47 条 死亡した入所者に葬儀を行う者がいない場合および遺留金品がある場合は、施設長は、老人福祉法第 11 条第 2 項の規定を準用し、関係市町村と協議して葬儀および所要の引渡し等を行うものとする。

(苦情対応)

第 48 条 入所者は、提供されたサービス等につき苦情を申し出ることができる。その場合施設は、速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無並びに改善方法について、当該入所者またはその家族に報告するものとする。なお、施設は、苦情申立窓口を定めるものとする。

(介護サービス情報の公表)

第 49 条 社会福祉法第 24 条等および介護保険法の規定に則り、社会福祉法人知六会が提供するサービスを安心して利用できるよう理解と信頼を促進するため、介護サービス情報の公表を法人または施設のホームページ等において行うものとする。

第 9 章 雑則

(委任)

第 50 条 この規程の施行上必要な窓口については、施設長が別に定める。

(改正)

第 51 条 この規程の改正、廃止するときは社会福祉法人知六会理事会の議決を経るものとする。

附則

(施行)

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成31年4月1日から施行する。

この規程は令和1年10月1日から施行する。

この規程は令和3年4月1日から施行する。

この規程は令和3年8月1日から施行する。

この規程は令和4年4月1日から施行する。

この規程は令和5年4月1日から施行する。

この規程は令和6年4月1日から施行する。

別紙（第29条2項）

介護保険外のサービス	食費（材料費や調理の為の調理用品費人件費等、食事に関する費用）	(注1) 1,445円／日	(注1) (43,350円)／月
	居住費（室料及び光熱水費相当）	(注1) 2,006円／日	(注1) (60,180円)／月
	居室確保料（入院・外泊時）	※ 入居者が入院及び外泊等による不在時も引き続き居室の確保を希望された場合は、居室確保料として負担限度額の支払いを行うものとします。	
	理美容サービス費	実費相当額	
	①医療費、個人の嗜好による物品の購入にかかる費用等、実費負担が妥当と判断するもの。 ②屋外行事時の諸施設利用料、飲食代等実費負担が妥当と判断するもの	実費相当額	
	日常生活費 (入居者又はその家族が特別に希望するもの)	実費額相当	

(注1) 介護保険負担限度額認定を受けている方につきましては、その認定証に記載された食事・居住費の金額となります。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入居者の負担額を変更いたします。上記金額は、目安としてご参照下さい。

※ 入居者ご負担分の（ ）内は30日分として計算しています。

※ お支払方法につきましては、次の「9. 料金支払方法」をご参照ください。